

漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）の規定に基づき農林水産大臣が行う次の①から⑤までに掲げる処分に関する処分基準、処分内容等については、法及び許可省令の定めによるほか、以下のとおりとする。

- ① 法第54条第2項の規定に基づき許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずる処分
- ② 法第92条第2項の規定に基づき漁業権（法第183条の規定に基づくものに限る。）を取り消し、又はその行使の停止を命ずる処分
- ③ 法第131条第1項の規定に基づき停泊を命じ、又は漁具等の使用の禁止若しくは陸揚げを命ずる処分
- ④ 許可省令第104条第1項の規定に基づき船長等の乗組みを制限し、又は禁止する処分
- ⑤ 許可省令第108条第1項の規定に基づき外国周辺の海域において漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止する処分

第1 許可等の変更、取消又は効力停止処分（法第54条第2項関係）

1 許可等の変更処分について

農林水産大臣による漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、法又は許可省令の規定（罰則に係るものに限る。以下「漁業関係法令」という。）に違反する行為（以下「漁業関係法令違反行為」という。）をした日から過去5年以内に、漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分を少なくとも2回受けていた場合には、農林水産大臣は、期間を定め、許可の内容の変更を命ずることとする。

2 許可等の取消処分について

許可等を受けた者が漁業関係法令に違反し、かつ、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、農林水産大臣は、当該許可等の取消しを命ずることとする。

- ① 当該漁業関係法令違反行為をした際に、漁業監督公務員に対して、その生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれのある行為をした場合
- ② 当該漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分を少なくとも3回受けていた場合であって、かつ、当該漁業関係法令違反行為が農林水産大臣の処分を受ける行為に相当するものである場合
- ③ 当該漁業関係法令違反行為に対する第3の1に規定する停泊処分の日数が200日を超える場合

3 許可等の効力停止処分について

許可等を受けた者が漁業関係法令違反行為をした場合には、農林水産大臣は、

第3の1に規定する停泊処分と併せて、当該停泊処分の期間中、当該許可等の効力の停止を命ずることとする。

第2 漁業権の取消又は行使の停止処分（法第92条第2項関係）

1 漁業権の取消処分について

法第183条の規定に基づき農林水産大臣が設定した漁業権を有する者が、漁業関係法令に違反し、かつ、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、農林水産大臣は、当該漁業権の取消しを命ずることとする。

- ① 当該漁業関係法令違反行為をした際に、漁業監督公務員に対して、その生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれのある行為をした場合
- ② 当該漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分を少なくとも4回受けていた場合であって、かつ、当該漁業関係法令違反行為が農林水産大臣の処分を受ける行為に相当するものである場合
- ③ 当該漁業関係法令違反行為に対する第3の2に規定する処分の日数が200日を超える場合

2 漁業権の行使の停止処分について

1に規定する当該漁業権を有する者が、漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に、漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分を少なくとも3回受けていた場合には、農林水産大臣は、期間を定め、当該漁業権の行使の停止処分を命ずることとする。

第3 停泊処分又は漁具等の使用禁止処分若しくは陸揚げ処分（法第131条第1項関係）

1 停泊処分について

漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者（以下第3において「漁業者等」という。）が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為（以下「法令等違反行為」という。）をした場合には、農林水産大臣は、次の（1）から（4）までに定めるところに従い、停泊を命ずるものとする。

（1）適用の範囲

農林水産大臣が停泊を命ずる場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 大臣許可漁業又は許可省令における届出漁業若しくは禁止漁業（法第119条第1項の規定により禁止されている漁業をいう。）を営む者又はこれらの従事者が法令等違反行為をした場合
- ② 法第183条の規定に基づき農林水産大臣が設定した漁業権を有する者若しくはこの従事者、又は当該漁業権に基づく組合員行使権により区画漁業若しくは共同漁業を営む者若しくはこれらの従事者が船舶を使用して法令等違反行為をした場合であって、これらの者に対して停泊処分を命ずることが秩序維持に有効な場合

③ 管轄が明確でない又は管轄のない漁場において、法第57条第7項の規定により定められた事項に違反し知事許可漁業を営んだ場合その他の都道府県知事が管理する漁業を営む者又はこの従事者が船舶を使用して法令等違反行為をした場合であって、これらの者に対して農林水産大臣が停泊処分を命ずることが特に必要な場合

(2) 「使用する船舶」

漁業者等が、当該法令等違反行為に使用した船舶（当該船舶の代船を含む。）その他の当該処分を命ずることが適当と認められる当該漁業者等が使用する船舶とする。

(3) 「停泊港」

停泊処分の履行の確認が可能な港であって、当該処分の期間中、当該漁業者等が当該処分の対象船舶を管理することができる港とする。

(4) 「停泊期間」

① 処分の実施時期

停泊処分は、当該法令等違反行為の事実の確認及び手続期間終了後速やかに行うものとし、当該法令等違反行為に係る漁業種類における法令上の操業禁止期間その他一般的に休漁期間とみなされる期間以外の時期に実施するものとする。

ただし、当該漁業者等に対して、停泊処分の開始日を延期する特段の必要があると認められる場合には、必要最小限の範囲で開始日を延期するものとする。

② 処分の日数

停泊処分の日数は、次のアに定める日数に、イ及びウに定める加算日数を加えた日数とする。ただし、漁業関係法令違反行為に対する停泊処分の日数が、200日を超えた場合には、第1の2の許可等の取消処分を行うこととする。

ア 基礎となる処分の日数

基礎となる処分の日数は、次の（ア）又は（イ）に定めるところにより算出するものとする。

（ア）当該法令等違反行為が1の場合には、90日以内の日数とし、当該法令等違反行為が1の場合であって2以上の法令等違反行為に該当する場合、又は当該法令等違反行為が2以上の場合であってこれらの行為の間に目的・手段等の密接な関連性がある場合には、最も重い法令等違反行為の日数とする。

（イ）2以上の法令等違反行為をした場合（（ア）に規定する場合を除く。）には、当該法令等違反行為の中で最も重い日数に、これ以外の法令等違反行為に係る処分日数を合計した日数の2分の1に相当する日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）を加えた日数とする。

イ 累次の違反に係る加算日数

当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に、同種の漁業種類につ

いて法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分を受けていた場合には、アの規定により算出される日数の2分の1に相当する日数に、当該期間における処分（次の（ア）及び（イ）に定めるものをいう。）の回数に乗じて得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。）とする。

（ア）同種の漁業種類について同一の漁業者等に対して行った処分（当該法令等違反行為に係る船舶（当該船舶の代船を含む。）の滅失、譲渡その他の理由により事実上処分を行うことができなかったものを含む。）

（イ）経営の実態が同等と認められる漁業者等に対して行った処分

ウ 悪質な行為等に係る加算日数

当該法令等違反行為において次の（ア）から（キ）までのいずれかの行為を伴う場合、又は当該法令等違反行為をした漁業者等が次の（ク）から（シ）までのいずれかに該当する場合には、150日以内の日数とする。ただし、過去の法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分に対して履行しなかった日数がある場合には、当該日数をさらに加算するものとする。

（ア）許可番号、船名、標識等の全部又は一部の偽称、偽装又は抹消

（イ）停船命令無視又は逃走（法第193条第4号に該当する場合を除く。）

（ウ）操業区域の甚だしい逸脱

（エ）法令等違反行為に使用した漁具等の投棄

（オ）漁業監督公務員に対する妨害、脅迫その他の危険行為

（カ）ロープを流し、若しくは蛇行しながらの航走又は取締船への投光器の照射、急接近若しくは接触その他の取締船に対する妨害

（キ）衛星船位測定送信機又はその配線等の損壊又は無断改造

（ク）当該法令等違反行為をした日から過去1年以内に法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分を受けていた場合

（ケ）当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に罰則規定がある法令等違反行為により農林水産大臣の処分を少なくとも2回受けていた場合

（コ）当該法令等違反行為が従前の法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分に違反したものである場合

（サ）我が国が締結した他国との漁業に関する条約その他の国際約束に基づき定められた規定又は許可省令第106条に規定する外国の法令の遵守義務に違反し、かつ、我が国の国際的信用を失墜させる行為である場合

（シ）その他悪質と認められる行為を行った場合

2 漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分

漁業者等が、法令等違反行為のうち、次の①から③までに掲げる場合には、農林水産大臣は、使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物（以下「漁具等」という。）について、次の（1）から（4）までに定めるところに従い、使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずるものとする。

① 無許可操業（法第36条第1項の規定に違反して大臣許可漁業を営むことをいう。以下同じ。）又は使用が禁止されている漁具等を使用し、かつ、当該

法令等違反行為をした日から過去5年以内に同様の法令等違反行為により農林水産大臣の処分を受けていた場合

② 法第 183 条の規定に基づき農林水産大臣が設定した漁業権を有する者若しくはこの従事者、又は当該漁業権に基づく組合員行使権により区画漁業若しくは共同漁業を営む者若しくはこれらの従事者が法令等違反行為（以下「漁業権の法令等違反行為」という。）をした場合であって、これらの者に対して漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずることが秩序維持に有効な場合

③ 管轄が明確でない又は管轄のない漁場において、都道府県知事が管理する漁業を営む者又はこれらの従事者が法令等違反行為（以下「知事管理漁業の法令等違反行為」という。）をした場合であって、これらの者に対して農林水産大臣が漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずることが特に必要な場合

(1) 処分の対象となる漁具等

現に当該法令等違反行為に使用した漁具等だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものも含むものとする。

(2) 陸揚げを行う場所

陸揚げ処分の履行の確認が可能な場所であって、当該処分の期間中、当該処分を受けた者が当該処分の対象の漁具等を管理することができる場所とする。

(3) 処分の実施時期

無許可操業をしたこと又は禁止漁具等を使用したことによる漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分にあつては、第3の1(4)①に規定する停泊を命じた時期以外の時期とする。

(4) 処分の実施期間

無許可操業をしたこと又は禁止されている漁具等を使用したことによる漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分にあつては1年以内の期間とし、漁業権の法令等違反行為又は知事管理漁業の法令等違反行為に係る漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分にあつては第3の1(4)②の規定を準用した期間とする。

第4 船長等の乗組み禁止処分（許可省令第104条第1項関係）

漁業者その他水産動植物を採捕する者が、法令等違反行為を3以上した場合、又は法令等違反行為をした日から過去5年以内に農林水産大臣の処分を少なくとも2回受けていた場合には、農林水産大臣は、当該法令等違反行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者（基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。）に対し、次の(1)から(3)までに定めるところに従いこれらの者の当該法令違反等行為に係る漁業又は水産資源の採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止するものとする。

(1) 処分の対象者

操業を指揮する者（基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。）を処分することとし、当該者に対し処分を行うことができなかつた場合には、船舶の船長又は船長の職務を行う者を処分することとする。

(2) 処分の実施時期

第3の1(4)①の規定を準用する。

(3) 処分の日数

第3の1(4)②の規定を準用する。

第5 外国周辺の海域における操業等の禁止処分（許可省令第108条第1項関係）

漁業者が、許可省令第107条の規定にする違反行為をし、当該行為をした日から過去5年以内に同条の規定の違反行為に係る農林水産大臣の処分を少なくとも2回受けていた場合には、農林水産大臣は、当該漁業者及び当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、次の(1)から(3)までに定めるところに従い、当該違反行為に係る同条の区域の周辺海域につき漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止する区域及び期間を指定して、漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止するものとする。

(1) 処分の範囲

① 当該漁業者に対しては当該漁業を営むことを禁止する処分を行うものとする。

② ①の処分に加え、操業を指揮する者に対し漁業に従事することを禁止する処分を行うこととし、当該処分を行うことができなかつた場合には、船長又は船長の職務を行う者に対し当該処分を行うこととする。

(2) 処分の実施時期

第3の1(4)①の規定を準用する。

(3) 処分の日数

第3の1(4)②の規定を準用する。

第6 情状が認められる場合又は軽微なものと認められる場合の対応

当該法令等違反行為が不可抗力によるものであること等情状が認められる場合又は軽微なものと認められる場合には、農林水産大臣は、当該処分を減輕し、又は当該処分をせず警告に留めることができる。

また、法第54条第1項の規定に基づき適格性を喪失した者の許可を取り消した場合であつて、かつ、本処分基準に基づく処分の必要性が認められない場合には、農林水産大臣は、当該処分を行わないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この処分基準は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

（漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分に係る基準の廃止）

- 2 漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分に係る基準（平成19年8月1日付け19水管第1364号）は、廃止する。
（処分の適用に関する経過措置）
- 3 この処分基準の施行の日前にした漁業関係法令違反行為又は法令等違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例による。